

鹿児島工業高等専門学校後援会退任役員への感謝状等贈呈要領

令和2年2月12日

校長裁定

(趣旨)

第1条 この要領は、鹿児島工業高等専門学校感謝状贈呈要項（以下「要項」という。）第7条の規定に基づき、鹿児島工業高等専門学校後援会（以下「後援会」という。）の役員を退任する者への感謝状等の贈呈に関し、必要な事項を定める。

(対象)

第2条 後援会の役員（会長、副会長、理事及び監査役をいう。以下同じ。）のうち、退任の時点において役員を5年以上務めた者に対しては、要項第2条第8号に該当するものとして、感謝状及び記念品を贈呈することができる。

附 則

この要領は、令和2年2月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年9月2日から施行する。